

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、勝山市景観条例(平成 23 年勝山市条例第 12 号。以下「条例」という。)第 34 条の規定に基づき勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金を予算の範囲内で交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和 47 年勝山市規則第 12 号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、市民の理解と協力により、本市の持つ歴史や伝統行事が息づく平泉寺町平泉寺、本町通り及びその他の市内各地の集落の景観を潤いのあるものとするを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「福井の伝統的民家」とは、福井の伝統的民家活用推進事業補助金交付要領(平成 17 年制定)に定めるもので、別記 1 に掲げる基準を満たす民家又は県の「福井の歴史的建造物等活用推進会議」の意見を踏まえ知事が地域固有の伝統的民家と認めたもの(以下「伝統的民家」という。)をいう。
- (2) 「土蔵」とは、外壁を土壁として、自然素材(漆喰又は板張り等)で仕上げられた蔵をいう。
- (3) 「工作物」とは、門、塀、石積み、外部土間等をいう。
- (4) 「建築物等」とは、建築物、工作物及び屋外広告物をいう。
- (5) 「一般建築物」とは、伝統的民家、土蔵、工作物及び屋外広告物以外の建築物等をいう。
- (6) 「建造物」とは、建築物、土木構造物及び農業土木構造物をいう。**
- (7) 「歴史的建造物」とは、福井の歴史的建造物保存促進事業補助金交付要領に定めるもので、別記 2 の各号に適合する建造物として「福井の歴史的建造物等活用推進会議」の意見を踏まえ、知事が評価したものをいう。**
- (8) 「市内業者」とは、市内に本社若しくは本店となる事業所を有する法人又は個人の業者をいう。
- (9) 「県産材」とは、福井県内で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。
- (10) 「改修」とは、**伝統的民家、土蔵又は歴史的建造物の復元又は修繕**をいう。
- (11) 「修景」とは、道路等の公共空間から望見することができる部分を地域の景観に調和させるための修繕、模様替え又は色彩の変更等(門及び塀の新設を含む。)をいう。
- (12) その他この要綱における用語の定義は、条例及び勝山市景観条例施行規則(平成 23 年勝山市規則第 15 号)に定めるところによる。

(補助対象事業)

第 4 条 この補助の対象となる事業は、次に掲げるものを除き、個人又は団体が所有する建築物等のうち、この要綱の目的に沿った外観整備が行われ、かつ市内業者が施工するものとする。

- (1) 国又は他の補助金を受けているもの
- (2) 重要伝統的建造物群保存地区内の民家及び指定文化財

2 前項の外観整備とは、次に掲げるものとする。

- (1) 伝統的民家の改修又は新築を行う場合は、別記 1 に掲げる基準を満たす伝統的意匠を復元又は修繕するもの
- (2) **土蔵若しくは歴史的建造物の改修**を行う場合は、伝統的意匠を復元又は修繕するもの
- (3) 修景を行う場合は、別表第 1 の修景基準に適応したものに整備するもの

(補助対象区域及び建築物等)

第 5 条 前条の補助の対象となる区域の区分及びその対象となる建築物等は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 別表第 2 に定める推進地区外の区域において景観重要建築物に指定されたものの補助については、市長が別に定める。

(補助対象経費)

第6条 この補助の対象となる経費は、建築物等を地域の景観と調和するように改修又は修景する工事費のうち外観部分に係る経費とする。ただし、新築又は新たに建て直す場合は、当該建築物全体の外壁及び屋根に係る経費を補助の対象とする。

- 2 前項の外観部分とは、道路等公共空間から望見できる部分とし、その経費には、下地に要する工事費を含むものとする。
- 3 第1項の外観部分について改修を行った場合、その経費には、外壁の取壊し及び構造体の改修(耐震補強を除く。)に要する経費を含むものとする。
- 4 当該建築物の屋根のみを改修する場合は、この補助の対象としないものとする。ただし、勝山市景観審査会(勝山市附属機関の設置に関する条例(平成25年勝山市条例第13号)に定める勝山市景観審査会をいう。以下同じ。)が認めるときは、この限りでない。
- 5 第1項ただし書の場合は、当該補助の対象となる部分に使用する木材の体積に対し50パーセント以上又は20立方メートル以上の県産材を使用するものとする。
- 6 まちづくり交付金事業により設置した区の管理する街路灯については、灯具以外の支柱等の補修費を、市の負担とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表第3のとおりとし、次に定める条件を付する。ただし、その算出においては1,000円未満を切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費の下限額は、20万円とする。
- (2) 建築物は1物件につき1回限り、工作物及び屋外広告物は同一敷地内で1回限り補助することができる。この場合において、それらの申請時期は異なってもよいものとする。
- (3) 屋根に係る補修費の割合は、補助対象経費の3分の2までとし、外壁に係る経費の2倍の額以内とする。

(申込書の審査)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という)は、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金申込書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、これを勝山市景観審査会に諮り、その審査結果を、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助対象者選定結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 申請者は、前条第2項の通知内容を踏まえた勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第11条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という)は、交付決定した内容を変更又は中止しようとするときは、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更(中止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、変更(中止)承認を決定し、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(工事の期間)

第12条 補助対象者は、別に定める日までに工事を完了しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助対象者は、当該事業が完了したときは、速やかに勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金完了実績報告書(様式第 7 号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第 14 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して、新築又は新設を行った場合は 10 年以内、既設の改修又は修景を行った場合は 5 年以内において、修繕、模様替え又は解体を行ったとき。ただし、天災、災害等によりやむを得ず行う場合には、この限りではない。

(所有者等の義務)

第 16 条 補助対象となった歴史的建造物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省第 15 号)に準じた処分制限期間中、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所有者等は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき、現状変更等届出書(別記様式第 4 号)を事前に市長を経由して知事に届け出なければならない。ただし、天災、災害等のために必要な応急措置はこの限りでない。
- (2) 所有者等は、当該建造物の全部若しくは一部が滅失し、又は毀損したときは、滅失等届出書(別記様式第 5 号)により市長を経由して速やかに知事に届け出なければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別記1(第3条関係)

1 共通事項

- (1) 在来工法(伝統工法を含む。)による木造2階建て(小屋裏3階建てを含む。)の住宅(併用住宅を含む。)とし、地域の伝統的技術や技能に配慮したものであること。
- (2) 外観は終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものであること。

2 農家型

- (1) 本屋(2階の屋根)は切妻屋根及び瓦葺きとし、越前瓦を使用したものであること。
- (2) 2階部分の妻壁は、原則として束(柱)と貫(梁)による格子組み及び漆喰塗り様の意匠とし、小屋梁から下の妻壁は漆喰塗り様又は木製板張りであること。
- (3) 玄関廻りの外部の意匠は、地域の伝統的建築物を基調としたものであること。
- (4) 本屋妻壁の前面に瓦葺きの下屋を設け、越前瓦を使用したものであること。

3 町家型

- (1) 本屋(2階の屋根)は切妻屋根及び瓦葺きとし、越前瓦を使用したものであること。
- (2) 主たる道路に面する1階部分には、通庇を設けたものであること。
- (3) 主たる道路に面する外壁及び軒裏は地域の伝統的建築物を基調としたものであること。
- (4) 主たる道路に面する開口部は、格子戸等町家の伝統的意匠を取り入れたものであること。
- (5) 軒の高さ・軒の出・庇の高さは、原則として既存の町並みにそろえたものであること。
- (6) 主たる道路に面する壁面線は、原則として既存の町並みにそろえたものであること。

別記2(第3条関係)

1 次のいずれかに該当するもので、市民が、ふるさとの象徴として保存・活用し続けていく価値があるとして選んだもの。

- (1) 地域の歴史を象徴するもの
- (2) 建築文化や生活文化を継承するもの
- (3) 民俗学的に価値のあるもの
- (4) まちなみ及び景観の整備に貢献するもの

2 第2次世界大戦終結時までに建造されたものであること。ただし、第2次世界大戦終結時以降のもので、歴史的な価値が確定され、その価値の変化がないと知事が認めたものは、この限りでない。

3 文化財保護法及び地方公共団体の文化財保護条例に基づく指定を受けていない建造物。ただし、登録文化財については、この限りでない。

別表第1(第4条関係)

修景基準

補助対象の修景基準		
一般建築物	構造	<ol style="list-style-type: none"> 1 構造はできる限り木造とする。都合上、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とする場合は、外観に留意して伝統的様式と調和したものとする。 2 階数は2階建てまでとする。
	屋根	<ol style="list-style-type: none"> 1 越前瓦葺きとする。 2 勾配屋根とし、屋根の勾配は周囲の建物と調和したものとする。 3 改築又は模様替えの場合で、既にトタン葺きになっている建物の外観の変更において、瓦葺きにすることが困難な場合は黒、グレー又は茶系統の落ち着いた色彩とする。
	下屋庇	<ol style="list-style-type: none"> 1 通りに面した部分にはできる限り下屋庇を設けるものとする。
	壁面	<p>【外壁】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自然素材(漆喰仕上げ又は板張り)のものとする。自然素材にすることが困難な場合は、それに準じたもので、周囲の景観と調和した材質感のある材料を使用し、白、グレー又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 <p>【建具】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 玄関戸は木製の引戸とし、色彩については黒又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 2 玄関戸や窓にはできる限り格子を設け、材料は木製、黒又は茶系色の落ち着いたものとする。 3 車庫の開口部は通りの景観に配慮したものとするよう努める。
	設備機器	<ol style="list-style-type: none"> 1 エアコン室外機、ガスボンベ等の設備機器は直接見えない位置に設置するか、木等で覆い目立たないようにする。
工作物	自動販売機	<ol style="list-style-type: none"> 1 直接見えない位置に設置するか、木等で覆う等、景観に配慮する。
	門塀	<ol style="list-style-type: none"> 1 コンクリートブロック(カラーブロックを含む。)以外で歴史的雰囲気を出し、まちなみの景観に調和するものとする。 2 基調とする色彩は白、黒又は茶系統を基調とし落ち着いたものとする。
	外部土間	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路に面する敷地の舗装は、石張り、豆砂利洗い出し等の落ち着いたものとする。
	石積み	<ol style="list-style-type: none"> 1 深目地仕上げとする。 2 既存の石を使用すること。 3 勾配は変えないこと。
	その他工作物	<ol style="list-style-type: none"> 1 歴史的な周囲の景観と調和のとれたものとする。
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物や看板はできるだけ設けないようにする。設ける場合でも自家用広告のみとし、表示面積は5平方メートル以下とする。 	
	<ol style="list-style-type: none"> 2 ポール式の独立看板は避ける。 	
	<ol style="list-style-type: none"> 3 壁面に看板を設置する場合は、下屋庇上又は一階壁面とする。 	
	<ol style="list-style-type: none"> 4 2階より上の屋上には設置しない。 	
	<ol style="list-style-type: none"> 5 プラスチック看板、ネオン等現代風照明器具は避ける。 	

別表第2(第5条関係)

補助対象区域及び補助対象建築物等

区域区分	補助対象区域	補助対象建築物等
推進地区内	景観形成地区(景観形成予定地区を含む。)	伝統的民家、土蔵、一般建築物、工作物又は屋外広告物
推進地区外	市内全域(景観形成地区を除く。)	歴史的建造物又は勝山市景観審査会が認めたもの

別表第3(第7条関係)

補助率及び補助限度額

区域区分	種別		補助率	補助限度額	一敷地内限度額
推進地区内	伝統的民家	新築全体の外壁及び屋根に係る経費	1/2	160万	300万
		外観の改修に要する経費	1/2	300万	
	土蔵	外観の改修に要する経費	1/2	200万	
	その他	工作物(門、塀、石積み、外部土間、その他)の修景に要する経費	1/2	100万	
		屋外広告物の修景に要する経費	2/3	30万	
	一般建築物	修景に要する経費	1/2	200万	
推進地区外	歴史的建造物	土蔵、門及び塀以外の歴史的建造物の改修工事のうち外観部分に係る経費	1/3	200万	200万
		土蔵の改修工事のうち外観部分に係る経費	1/3	150万	
		門及び塀の改修工事のうち外観部分に係る経費	1/3	100万	
		勝山市景観審査会が認めたもの	外観の改修に要する経費	1/3	

様式第1号(第8条関係)



様式第2号(第8条関係)



様式第3号(第9条関係)



様式第4号(第10条関係)



様式第5号(第11条関係)



様式第6号(第11条関係)



様式第7号(第13条関係)



様式第8号(第14条関係)



別記様式第4号(第16条関係)



別記様式第5号(第16条関係)

